

平成26年第5回教育委員会会議議事録

1 開催日時

平成26年4月25日(金) 午後4時00分～午後4時44分

2 開催場所

幕別町教育委員会会議室

3 出席者

教育委員	委員長	沖田 道子
	職務代理	小尾 一彦
	委員	瀧本 洋次
	委員	早津 聡子
	教育長	飯田 晴義
事務局	教育部長	森 範康
	学校教育課長	川瀬 康彦
	生涯学習課長	澤部 紀博
	図書館長	林 隆則
	給食センター所長	坂口 惣一郎
	総務係長	向井 克久
	学校教育係長	守屋 敦史
	学校教育推進員	吉村 泰之

4 議 事

報告第9号 専決処分した事件の承認について

(要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について)

報告第10号 専決処分した事件の承認について

(幕別町奨学資金選考委員会委員の委嘱について)

報告第11号 専決処分した事件の承認について

(幕別町教育研究所所長、副所長及び所員の委嘱について)

報告第12号 修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領

報告第13号 平成26年度幕別町立小中学校及び幕別町立幼稚園運営協議会委員の委嘱について

議案第19号 幕別町スポーツ推進委員の委嘱について

議案第20号 第12地区教科書採択教育委員会協議会委員の代理人の指定について

議案第21号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

沖田委員長 ただ今から第5回教育委員会会議を開会いたします。本日の議事日程につきし
ては、お手元に配付のとおりであります。日程第1会期の決定についてお諮りします。
本日一日限りとすることにご異議はありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 会期は本日一日限りと決しました。

次に日程第2会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に2
番早津委員、4小尾委員を指名いたします。

次に日程第3前回会議の承認であります。第4回教育委員会会議について別紙議事
録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、第4回教育委員会会議を承認します。

次に日程第4事務報告についてお願いいたします。

教育部長(森 範康) 事務報告はありません。

沖田委員長 事務報告がないようですので次に議件に入ります。

日程第5報告第7号専決処分した事件の承認について(要保護・準要保護児童生徒に対
する就学援助の認定についてはプライバシー保護のため秘密会といたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、秘密会といたします。

沖田委員長 秘密会をときます。

次に日程第6報告第10号専決処分した事件の承認について(幕別町奨学資金選考委員
会委員の委嘱について)説明を求めます。

学校教育課長(川瀬 康彦) 報告第10号専決処分した事件の承認について(幕別町奨学資金
選考委員会委員の委嘱について)ご説明申し上げます。

議案書は2ページであります。幕別町奨学資金選考委員会規則第3条の規定に基づ
き、幕別町奨学資金選考委員会委員の委嘱につきまして、平成26年4月1日付で、専決
処分をいたしましたので報告をし、承認を求めるものであります。

奨学資金選考委員会委員につきましては、規則によりまして、町関係職員と民生委員
の中から委嘱することとされておりまして、町関係職員としては福祉課長、民生委員か
らは5人の方を委嘱しているところでありますが、この5人のうち、お二人の方が民生
委員の職を降りられましたので、新たに民生委員2人の方を委員に委嘱したものであり
ます。新たに委嘱した方は、ここに記載のとおり、民生委員の石森和夫さんと山本榮子
さんであります。石森さんは札幌市、山本さんは旭町にお住まいになっており、任期
は、平成26年4月14日から民生委員の職にある期間までであります。

なお、北海道では、国の補助要綱に基づき、今年度から高校生等奨学給付金制度をス
タートさせる予定であります。

現在は案段階でのお話しにはなりますが、所得基準で市町村民税所得割非課税の世帯
が対象となるとのことでもあります。

説明は以上であります。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

瀧本委員 民生委員さんが5人ということですが、任期が違うのはなぜですか。

学校教育課長(川瀬 康彦) 民生委員の任期でということなんです。

沖田委員長 他に何かございますか。

(ありません)

沖田委員長 お諮りいたします。報告第10号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、報告第10号につきましては原案のとおり承認いたしました。

次に日程第7報告第11号専決処分した事件の承認について(幕別町教育研究所所長、副所長及び所員の委嘱について)説明を求めます。

学校教育課長(川瀬 康彦) 報告第11号専決処分した事件の承認について(幕別町教育研究所所長、副所長及び所員の委嘱について)ご説明を申し上げます。

議案書は3ページであります。幕別町教育研究所規程第5条の規定に基づき、幕別町教育研究所所長、副所長及び所員の任命について、平成26年4月1日付けで専決処分をいたしましたので報告をし、承認を求めるものであります。

教育研究所につきましては、本町における教育の専門事項の調査研究と教職員研修の企画等を行っていただいているところでありまして、その所長については、幕別町教育研究所規程第5条の規定に基づき、白人小学校校長の山田洋氏を本年4月1日付けで任命し、さらに、副所長及び所員については、規程第5条第2号にありますように、所長の推薦により教育長が、議案書3ページにありますように、副所長に幕別中学校の椿原雅章氏を、所員に幕別小学校の新町洋行氏外7人を、同じく本年4月1日付けで任命いたしましたので、報告をするものであります。任期は、平成28年3月31日までの2年間であります。

なお、所長並びに副所長を除く所員の人数は、現在、8人となっております。

報告は以上でございます。ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

早津委員 下の第5条に、ただし、必要に応じて研究員を置くことができる。とあるのですが、教員の方なのか一般の方なのか教えてください。

学校教育課長(川瀬 康彦) 基本的には教員にというところですが、研究内容に応じて教員以外にもという可能性もあります。

沖田委員長 お諮りいたします。報告第11号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、報告第11号につきましては原案のとおり承認いたしました。

次に日程第8報告第12号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領について説明を求めます。

学校教育課長(川瀬 康彦) 報告第12号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領についてご説明申し上げます。

議案書は4ページであります。

この改正は、今般、北海道教育委員会におきまして、道立学校職員について一部改正されましたことに伴いまして、町立学校職員についてもこれに準じ、修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領を一部改正のうえ、平成26年4月1日から施行したところでございます。改正は、第5第1項中の休憩時間についてであります。

別冊の新旧対照表をご覧くださいと思います。

この表の左側の現行要綱におきまして、中段下、下線が引かれております「、少なく

とも」を、右側の改正要綱の中段下、下線がひかれております「少なくとも45分、8時間を超えるときは少なくとも」に改めるものであります。さらに、「1時間の休憩時間を」の次に「、それぞれ」を加えるものであります。すなわち、「1日の勤務時間が6時間を超えるときは、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。」から「1日の勤務時間が6時間を超えるときは少なくとも45分、8時間を超えるときは少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。」に変更するものであります。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします

瀧本委員 この45分並びに1時間というのは拘束されない休憩時間という考えでよろしいでしょうか。

学校教育課長(川瀬 康彦) そのとおりです。

沖田委員長 お諮りいたします。報告第12号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、報告第12号につきましては原案のとおり承認いたしました。

次に日程第9報告第13号平成26年度幕別町立小中学校及び幕別町立幼稚園運営協議会委員の委嘱について説明を求めます。

学校教育課長(川瀬 康彦) 報告第13号平成26年度幕別町立小中学校及び幕別町立幼稚園運営協議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。

議案書は5ページ及び6ページであります。

本町では、平成16年度より、学校と地域の連携を一層深める観点から、学校教育法施行規則の規定に基づきまして、学校評議員として、学校運営協議会を設置しております。このたび、教育に関して理解と識見を有するものとして、各校長から推薦のありました表のとおり61の方を、幕別町立学校管理規則第8条の3第2項の規定により、平成26年4月1日付けで、幕別町立小中学校及び幕別町立幼稚園運営協議会委員に委嘱いたしましたので、ご報告をするものであります。

なお、委員の定数につきましては65人であり、現在、幼稚園と小学校との重複者1人、調整中の委員3人を含めると同数になるものであります。また、複数で連携して設置する場合は1校3人です。

報告は、以上でございます。よろしく願いいたします。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。報告第13号につきましては、報告のとおりといたします。

次に日程第10議案第19号幕別町スポーツ推進委員の委嘱について説明を求めます。

生涯学習課長(澤部 紀博) 議案第19号幕別町スポーツ推進委員の委嘱についてご説明申し上げます。

議案書の7ページをご覧ください。

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条の第1項において、市町村の教育委員会はスポーツの推進体制の整備を図るため、社会的信望、スポーツへの深い関心と理解、職務に対する熱意と能力を有する者を、スポーツ推進委員として委嘱するものとされております。また、第2項においては、スポーツ推進委員は、スポーツ推進のための連絡調整、住民への実技指導、スポーツに関する指導・助言を行うこととされているところであります。幕別町スポーツ推進委員規則第2条において、スポーツ推進委員の職務を規定するとともに、第3条において委員の定数を12名以内、第4条において、委員の任

期を2年としているところであります。この度、2年の任期が今月末をもって終わりますことから、5月1日からの推進委員の委嘱について、議案にありますとおりの提案するものであります。

この中で、今回、新たに推進委員になられる方は3番、8番から10番までの4人の方になります。他の8人の方につきましては、継続での委嘱ということになります。

なお、地区別には、幕別地区3人、西幕別地区7人、忠類地区2人になり、平均年齢としましては、53.6歳になります。

また、今回の委嘱によりまして、新たにソフトボール、バレーボール及び剣道の種目について、スポーツ推進委員として加わることになります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

小尾委員 この12人の方々の中で、南幕別地区の方はいないのですが、特に地域のバランスの決めはないのか。

生涯学習課長(澤部 紀博) 決めはないのですが、地域のバランスもそうですし、スポーツの競技種目がありますので、競技者が多い種目を重点的に選出させていただいているということになります。

小尾委員 この地区というのは、どういったくくりで決めているのでしょうか。

生涯学習課長(澤部 紀博) 幕別を3つに分けてとといったくりにしています。

小尾委員 南幕別地区というのはどこの地区に入っているのでしょうか。

生涯学習課長(澤部 紀博) 今回は、いなかったのですが、いた場合はそういったくくりで考えるという事になります。

飯田教育長 地区というのはあまり意味ありません。基本的には、競技団体から選出しているので、個人名とはなっているが、野球やサッカー、バスケット等の団体からの代表者といえますか、地域バランスよりは競技バランスや男女のバランスを考えた方が良いといったことです。

沖田委員長 地区を一応記載はしているけれども、選出にはそこは関係ないということでしょうか。

飯田教育長 そうです。次回からは、選出した競技を記載するようにしていった方が良いということです。

沖田委員長 お諮りいたします。議案第19号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第19号については、原案どおり可決いたしました。

次に日程11議案第20号第12地区教科書採択教育委員会協議会委員の代理人の指定について説明を求めます。

学校教育課長(川瀬 康彦) 説明に入る前に、訂正をお願いしたいと思います。下の協議会の規約の中で、第4条第2項の中で、第5条に定める選定委員という記載がありますが、調査委員という記載に訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、議案第20号第12地区教科書採択教育委員会協議会委員の代理人の指定についてご説明を申し上げます。

議案書は8ページであります。

第12地区教科書採択教育委員会協議会につきましては、十勝管内18町村の教育委員会の代表者で構成し、小・中学校で使用する教科書を決定する協議機関であります。また、今年度は、来年度から小学校で使用する教科書の採択に向けて、いよいよ実質的な

論議が始まり、採決する場合は必ず委員が出席しなければならないこととされているところであり、つきましては、協議会規約第2条の規定及び第4条第2項の規定に基づき、第12地区教科書採択教育委員会協議会の委員には、既に昨年度において飯田教育長が指定されておりますことから、この度の人事異動により新たに教育部長の職につきました森範康氏を、改めて協議会委員の代理人に指定しようとするものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第20号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第20号については、原案どおり可決いたしました。

次に日程第12議案第21号要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定についてはプライバシー保護のため秘密会といたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、秘密会といたします。

沖田委員長 秘密会をときます。

他に何かございませんか。

(ありません)

沖田委員長 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了いたしましたので、第5回教育委員会会議を閉じます。